

# 当別町議会の紹介 ①

前号と2回に分けて町議会の紹介をしています。今号は議員定数と議会の権限を紹介します。

## 【議員定数】

議員定数とは、欠員が生じなかった場合の議員数のことであり、議員数の上限を示します。

地方公共団体（以下、自治体）の議員定数は地方自治法で「それぞれの自治体が条例で定める」としてあります。

町村議会議員の場合、左表のとおりとなります。

人口	議員定数
2千人未満	12人
2～5千人未満	14人
5千～1万人未満	18人
1～2万人未満	22人
2万人以上	26人

議員定数は、国・地方ともに各選挙区の人口ないし有権者数に対して適正であるべきと考えられています。何をもちて適正とするかは議論が分かれるところです。

諸外国の地方議会と比べても人口2千人あたり1人程度の日本に対しフランスでは115人に1人、韓国では1万2千1人に1人などとまちまちで、議会制度の違いもあり単純に比較はできません。

平成の大合併後、財政難等の理由から削減を進めている自治体が多くなつてきています。当別町でも人口が18774人（平成22年4月1日現在）なので議員定数は22人となりますが、町の議員定数条例により17人と定めています。

なお、今号の議会だよりで白木議員が一般質問し、泉亭町長は「これ以上の削減は賢明ではない」と答弁しています。

## 【町議会の権限】

### 議決権

町が行う事業予算を定めるとき、町の法律ともいえる条例の制定や改正などをするとき、また、一定額以上の契約を結ぼうとする場合には、町長は町議会の決定を得てからでないといけない。町長は町議会の決定を得ることができません。

このように町議会で賛否の決定を行うことを議決と言います。議決する権限を議決権と言います。

議決を必要とする事項は地方自治法で定められており、議決権は最も本質的な権限であり、議会が議決機関とも言われています。

### 同意権

今号の議会だよりに掲載している副町長や固定資産評価審査委員などを町長が選任する際に同意を与える権限です。

### 選挙権

町議会の議長、副議長などの選出で選挙を行う権限です。

## 自律権

会議を円滑に進めていくために会議規則を制定するなど、町議会内の問題について国や町長の干渉を受けずに自主的に定めることができる権限です。

検査権及び監査請求権 町長や他の執行機関が行う町の事務管理や金銭の出納などが、町民の期待通りに公正かつ効率的に行われているかを監視するための権限です。

町議会は、町の仕事に関する書類や計算書をチェックするなど、検査することがができます。

また、必要があれば監査委員に監査を求め、報告を受けて何か不当な事実があれば執行機関の責任を問いたすことができます。

執行機関 町長、行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会など）、行政委員（監査委員）など、行政の仕事を行う機関のことです。

## 調査権

地方自治法第100条に規定されていることから「百条調査権」と言われ、町政全般について町議会が独自に調査を行うことができる権限です。

調査には強制力が与えられ、町議会は関係者の出頭や証言、記録の提出などを求めることができ、正当な理由なしに拒否した者には処罰規定があります。

## 意見書提出権

本来、町の仕事ではなくても町に深いかかわりのあることについて、国会及び国や道などの関係行政庁に対して意見書を提出し、町議会としての意思表明をすることができます。

## 請願及び陳情の受理

前号でも触れましたが、町議会は町政などへの要望を請願書・陳情書という文書で受理します。関係する委員会に付託された請願・陳情は各委員会が慎重に審査されます。

# 議会のしごと

（平成22年2月～平成22年4月）

月	日	内容
H22-2月	2・3	総務文教厚生常任委員会
	2・18	議会運営委員会
	2・19	学園都市線電化促進特別委員会
3月	2・22	総務文教厚生常任委員会
	2・24	産業建設常任委員会
	3・1	産業建設常任委員会
4月	3・2	総務文教厚生常任委員会
	3・9～17	議会運営委員会
	3・11～16	平成22年度当別町各会計予算審査特別委員会
4月	3・24	議員協議会 （旧小屋中学校視察）
	4・14	総務文教厚生常任委員会
	4・15	議会広報特別委員会
4月	4・21	議会広報特別委員会